

上場会社の粉飾決算事例研究

——ヤオハン事件——

盛田 良久

粉飾決算に関する事例研究は、昭和の時代まで不可能であった。昭和63年、刑事確定訴訟記録法が制定され、学術研究の場合には検事調書を閲覧できるようになった。

本稿は、刑事確定訴訟記録法を利用して、検事調書をもとにヤオハン・ジャパン(以下YJ社とする)の粉飾決算を解析するものである。YJ事件では、種々の粉飾の手口(資金借入に対する裏保証、株のクロス売買、買戻特約付土地売買、関連会社取引、子(関係)会社の不良債権処理の先送り)が使われている。

1. YJ社の粉飾発覚と刑事裁判

昭和5年、YJは八百屋の暖簾わけで産声をあげ、昭和31年に、経営スタイルが決まった。この販売方法があたり、YJは熱海一のスーパーとなり静岡県から隣接県へと経営規模を拡大させた。

他方、地方スーパーが大手に対抗するため、海外で成功をおさめ国内に戻るといった経営戦略を展開し、挫折もあったが、平成に入ると再び海外に目を向けるようになった。そして、熱海で産声をあげたYJは、創業者の長男が「一介の地方スーパーから世界のヤオハン」と呼ばれるまでに、同社を成長させた。

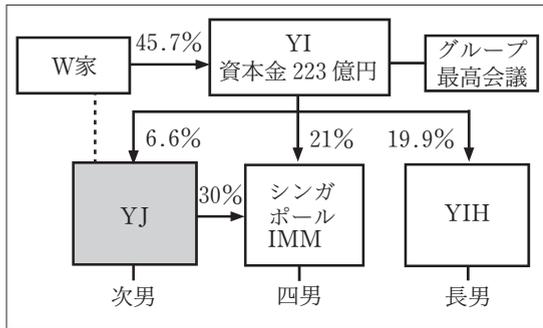
YJ社の社史と破産当時の組織図は、図1と図2の通りである。

図1 YJの社史

国内戦略	
昭和5年	熱海に「Y商店」開店
昭和23年 6月	株式会社「Y商店」設立—顧客は旅館
昭和25年 4月	熱海の大火
昭和30年 7月	株式会社「Y食品デパート」に社名変更
昭和31年 11月	現金正札販売(一大転換)—顧客は一般消費者 従業員20名 年商6,000万円
昭和37年 6月	株式会社「W商店」設立—上場目的
7月	株式会社「Yデパート」に社名変更 創業者の長男の社長就任 従業員220名 年商6億円
昭和40年 11月	小田原店(神奈川県進出1号店)開店
昭和47年	グループ全体で年商100億円
昭和56年 5月	蒲郡店(愛知県進出1号店)開店
昭和58年	グループ全体で年商1,000億円
昭和62年 11月	河口湖店(山梨県進出1号店)開店
平成元年 8月	社長交代(長男から次男へ)
平成2年 9月	ネックスステージ半田店開店
平成3年 11月	YJに社名変更
平成6年 11月	ネックスステージ知立店開店
平成9年 1月	社長交代(次男から四男へ)
9月	会社更生法申請
海外戦略	
昭和46年 9月	ブラジル店(海外進出1号店)開店
昭和49年 9月	シンガポール店開店
昭和51年	ブラジル店和議倒産(オイルショック)
昭和54年 3月	コストリカ店開店
7月	アメリカ店開店
昭和63年 4月	シンガポールIMM設立
平成元年 8月	YI(持ち株会社)設立
平成2年 5月	Yグループ総本部(香港へ)
平成3-7年	海外(タイ、イギリス等)で10店舗開店
証券取引所関係	
昭和57年 12月	名古屋証券取引所第二部上場
昭和59年 11月	第一部に指定替
昭和60年 3月	シンガポール証券取引所預託証券上場
昭和61年 3月	東京証券取引所第一部上場
12月	エクイテーターファイナンス開始

出所：検事調書乙1と管財人調査報告書(甲193)より作成

図2 Yグループ組織図



グループの基幹会社 YJ は国内には 42 店舗、子会社 14 社、関連会社 7 社、人的関連会社 16 社から構成された (甲 193)。

YJ 事件を解析する鍵となる YF (ヤオハン・ファイナンス 資本金 5,000 万円) と YK (ヤオハン開発 資本金 1,000 万円) は YJ の子会社であった。両社は昭和 62 年の分社化政策により設立され、YF は YJ グループの資金調達と経理事務の代行、YK は店舗開発、ともに YJ の敷地内に社屋を構えた。

YJ は東証上場を契機に、3 回のワラント債、

図3 YJ事件の展開

平成9年	9月	18日	会社更生法申請
	10月	6日	ジャスコによる経営支援
平成10年	4月	18日	後任社長死去
	10月	9日	15か所の捜査、段ボール箱400 押収物件3000点
	11月	30日	粉飾当時の社長、元取締役(経 理部長)、YF子会社社長を商 法(違法配当)で逮捕 元社長を起訴、起訴猶予(元 取締役、YF子会社社長)
平成11年	12月	16日	初公判
	2月	1日	第2回公判
		4日	第一次民事訴訟(被告-役員 11名と監査法人)
		16日	第3回公判
	3月	3日	論告求刑(懲役4年)と最終 弁論
	4月	1日	第二次民事訴訟(被告-YJ会 長と役員11名と監査法人) 原告-転換社債権者と株主67 名、請求額2.2億円
		15日	判決-有罪確定(元社長-懲 役3年、執行猶予5年)

出所：静岡新聞 (平成9-11年) より作成

6 回の転換社債を発行し、倒産に至るまでに 1,000 億円の資金を調達し、新規事業に投資した。大多数の新規事業が失敗に終わり、平成 9 年に YJ は、会社更生法を申請し幕を閉じた。倒産後、YJ 事件は刑事事件として展開した (図 3)。

事件の解明には、静岡地検の判事 (補) 9 名があたり、被告の他に関係者 77 名からの聞き取りが行われた。起訴から判決まで 4.5 か月のスピード判決である。

告発は、第 35 期 (平成 8 年 3 月決算) から第 36 期 (平成 9 年 3 月決算) までであり、適用条文は、商法 489 条 3 号、証券取引法 197 条と 207 条であった。YJ は、35 期に 1 株 8.25 円の配当を支払い、YJ の社長は監査法人と YJ の役員の見解を無視し、35 期中間決算にも 4.50 円の配当を支払った。36 期に 100 億円の不良債権処理を約束し、35 期の中間配当をする財源はなかった。粉飾は約 200 億円、平成 2 年 11 月中間決算から行われた。YJ 事件の粉飾は、複雑なため、粉飾金額 200 億円の全貌が明らかにされたわけではない。

6 年後、静岡では大手の建設会社 K 建設 (図 13 参照-資本金 2.5 億円、従業員 150 名、年商 130 億円) に国税庁の調査が入り、反面調査で経営指導料の粉飾が発覚し (甲 42~43)、定期調査でも私募投信による粉飾も明るみになった。この事実を 9 か月後、監査法人の監査責任者は YJ の経理部次長から知らされた。監査責任者は「監査の時点で適正意見を付している以上今更、何も言っても無駄だと思い、次長には何も言いませんでした」と (甲 152)。監査法人の審議にあげたか否かは不明である。

2. 破綻原因と粉飾決算の背景

なぜ順調に成長した YJ が、短期間に経営破綻したのか。破綻原因としては、1) 過大な海外投資 (500 億円の投資)、2) 国内大型店舗の

失敗（300億円の投資）、3）国内スーパーの不振、4）社債発行（転換権の不行使）、5）ヤマナカ株の買い占めの失敗、6）仮装経理と損失隠し、7）主力銀行の不在等が挙げられる（甲193）。

YJは、百貨店事業と海外進出事業のため、証券市場から社債によって資金調達をしようとした。

図4 ワラント債と転換社債

ワラント債

発行年	償還期限	発行総額	償還期限時点での未償還残高	発行価格 転換価格
S.61年	H.3年	98億	86億	1,212円
S.63年	H.5年	130億	107億	1,500円
H.4年	H.8年	124億	117億	1,353円

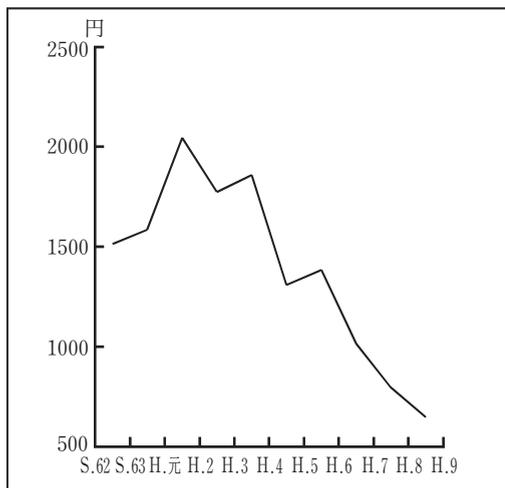
転換社債

S.63年	H.5年	69億	18億	1,536円
H.2年	H.4年	97億	94億	2,082円
H.2年	H.9年	100億	96億	2,083円
H.2年	H.11年	100億	88億	2,084円
H.6年	H.10年	100億	88億	1,466円
H.5年	H.13年	200億	198億	1,241円

注) 未償却残高は償却期限の会計年度末、倒産後は平成9年3月決算時点

出所：YJ有価証券報告書総覧S62.5-H9.3月期

図5 YJの株価（期中平均）



経営成績が良好な場合、転換社債は転換権の行使により資本が充実し、金利負担がなくなる。ワラント債の場合、金利負担はなくなるが資本の充実が進む。しかし、株価が下落した場合には、エクイターファイナンスの目論みは外れる。転換社債を発行するには、格付けBと一定の配当を支払っていることが必要である。しかし、目論みが外れた（図5）。

YJは、上場当時から年16.5円配当を公約していた。粉飾前の資本金は183億円、配当性向を66%とすると税引前利益で約50億円の利益を計上する必要があった。粉飾決算はこの配当政策を堅持し、株価を維持するために実行された。

3. YJ事件の粉飾の特徴

YJ事件の主役（社長）は、関東の国立大学卒業後、創業者の長男の片腕として、YJで経理・総務・開発畑を歩んだ。主役の会計と監査に関する豊富な知識が巧みな粉飾を可能にした。粉飾の特徴は次のとおりである。

- ① 経営者不正－社長・財務部長、子会社であるYF、YKの幹部が粉飾に加担し、通謀して実行された。
- ② 営業外損益の粉飾－売上高や売上原価の数値を改ざんするのではなく、営業外損益を操作した（半田店の粉飾を除く）。
- ③ 会計期末の粉飾－粉飾は決算（中間）期末に集中し、借入資金を使用した粉飾は、複数のスキームから成り立っている。
- ④ ダミー会社と子会社を使った粉飾－ペーパー会社を設立し、子会社に資金借入をさせ、YJは銀行が要求した保証予約の存在を隠していた。
- ⑤ 原始書類改ざんによる粉飾－帳簿の記帳操作ではなく、1つ1つの粉飾金額は監査上の重要性の高い金額であり、資金を動かし、契

約書・議事録を捏造していた。

- ⑥ 会計処理の妥当性の相談—2つのスキームを除き、監査責任者は被監査会社より意見を求められ、会計処理の妥当性について疑いを持つ機会があった。
- ⑦ 外部者による粉飾への加担—YJの粉飾には金融機関が粉飾と知りながら資金を融資し、スキームの企画に証券会社が加担していた。

被告の供述によれば、粉飾には9つのルートがあるが、主なものは次の6つであった（他の3つの粉飾金額は計23.8億円）。愛知県での規模の拡大を目指したことに関連した粉飾が1～3までの粉飾である。

4. 粉飾の6つの手口

1) (株)ダミー会社名義の負債・損失の隠蔽(平成2年11月～平成6年3月決算—粉飾額約94.4億)(乙8)(甲77～117)

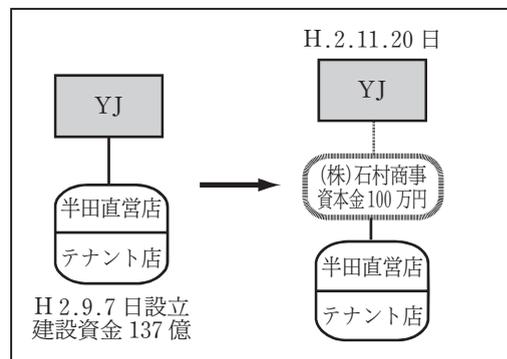
愛知県への進出を企画するYJは、半田市の紡績工場の跡地(借地)に、平成2年9月に4階建て60,000㎡(売場面積は1/4)の百貨店を総工費137億円を費やして开店させた。YJは、百貨店経営のノウハウを持たず、YJの会長の「鶴の一声」で総合スーパー(GMS)から百貨店建設への変更が決まったという。半田市は人口9.5万人、その商圏は27万人であり(百貨店経営が成功する商圏は50～60万人)、半田店の開店がYJの倒産の国内原因の1つとなった。

半田店は、開店1か月で予想を上回る2.5億円の損失を発生させ、平成2年11月の中間決算が迫っていた。社長は、発生した損失と将来発生する損失がYJの株価に影響を与えないよう、YJが半田店の仕入代金等を立替払いし、別会社で半田店の運営をする粉飾方法を考え出した。

第1のスキームは、ダミー(休眠)会社を使

い、①架空の売上仕入契約を締結し、②テナント店との契約書を日付を遡らせて改ざんし、テナント店からの預り保証金(20億円)をダミー会社に付け替えるという粉飾を11月中間決算当日に実行し、YJ本体の財務諸表に計上すべき負債と損失を計上しなかった。YJが半田店の仕入代金や給料の立替払いをし、売上仕入契約では、半田店の売上の1割をYJが受取り、9割をダミー会社の負担とし、年間売上高が最低120億円でもYJが12億円の利益を受取ることができるとするものであった。電算システムも変更された。このスキームを図解したのが図6である。

図6 半田店の損失と簿外処理



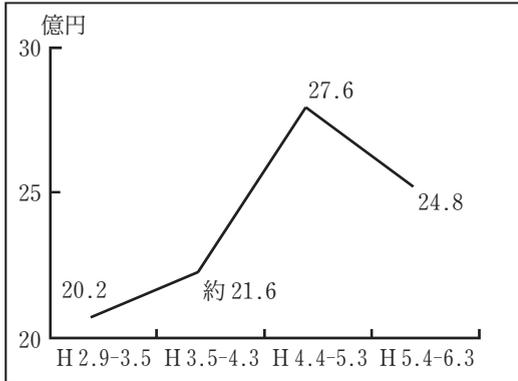
注) 石村商事の社長はW家と姻戚関係にあり、YJが資本金の70%を出資して設立し、同商事の印鑑類はYJの総務部が保管し(甲99)、H2.11.6日に石村商事はネクステージに社名変更。

この粉飾にはYJの社長・財務部長・総務部長と百貨店事業本部長、その後、YFの幹部が加わった。

1つの疑問は、70のテナント店から2回に分けてYJの駿河銀行本店口座に振り込まれた20億円の預り保証金(甲101-106)の付け替えを監査法人が通帳の監査で摘発できなかったかである。帳簿の改ざんはできても、銀行口座の改ざんはできまい。別のスキームでこの口座は使われている(乙7)。

次のスキームは、ダミー会社の対外的信用の

図7 半田店の粉飾額



出所：検事調書甲77を図解，H4.3月期は推定金額である。

確保のための増資と連結（持分法）はずしである。この連結（持分法）はずしは、ダミー会社の資本金を平成2年の商法改正にあわせて4回の増資により増やし（資本金100万円から9,000万円へ）、資金を子（関連）会社に流し込み、増資を引き受けさせることによって実行された。平成4年3月決算までに実行され、ダミー

会社のネクステージに対するYJの持株比率は20%未満となった。それ以前、平成3年5月には20億円のテナントからの保証金は半田店の経営不振により底をついていた。その後、発生した立替金等は不良債権化した。

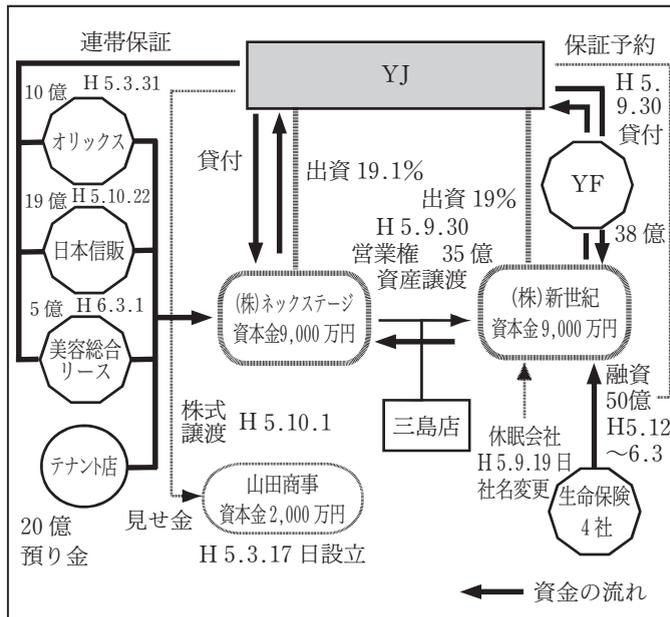
倒産まで半田店の売上は収支トントンの60%程度であり（甲85）、当時、ネクステージの経理はYJの経理部が行ない、一貫して監査法人にはダミー会社の帳簿の存在を隠した。YJは、不良債権を複雑なスキームによって隠蔽した（図8）。

各期に色々な粉飾が行なわれている。

平成4年3月決算—YJは、YFとYISに資金（20億円）を貸付け、この資金を使ってネクステージには、YJに不良債権を返済させ、不良債権を貸借対照表から削除した。

平成5年3月決算—監査法人は平成4年9月中間決算で不良債権（70億円）の償却を助言した。YJがそれを公表すれば貸倒損失を計上する事態になった。平成5年3月末、ダミー会社

図8 半田店の負債・損失のとばし



名義の10億円の借入が実現した(借入に際して提出したネクステージの財務諸表をかいざんした(甲81))。さらに、YJはダミー会社名義で小切手を振出させ、YJからの短期借入金(30億円)を返済させ、YJは翌期首に同額を貸付けた。二度と使えない単純な粉飾の手口であった。不思議なことに、この単純な粉飾に対する監査人の対応は検事調書に含まれていない。

平成5年9月決算スキームは不良債権を一挙に消しさるというものであった。YJは休眠会社を利用して増資し、商号を(株)新世紀(YJが資本金の19%、YJと資本関係のないA社が81%を出資)とし、半田店の直営部分と三島店に営業権35億円をつけ、商品等を含めて計50億円で新世紀に資産譲渡した。客観的根拠に欠ける営業権の設定に、監査責任者は反対し難色を示した。これを押しきり、調達資金はYJ、YF経由で資金を流し込み、さらに保有するネクステージ株をペーパー会社に移し、YJとの資本関係を断った。営業権は平成6年3月決算では税務当局より20%が否認され、平成8年3月決算では新世紀がYJの100%子会社となったため、全額が償却された。

半田店の売上は伸びず、新世紀の累積損失は平成6年3月期に3.3億、7年3月期に19.1億、8年3月期に31.5億、9年3月期に67.4億円と雪達磨式に増えた(甲82)。

平成6年3月決算一生保からの借入金50億円を使って、ダミー会社の不良債権の全額を償却した。

半田店の粉飾の特徴は、粉飾金額の大きさおよび長期に至るものであった。監査責任者は、帳簿閲覧権を利用してダミー会社の実態を把握しようと試みている(甲86)が、持分法の適用除外会社ということが証拠調べの障害となった。YJからYF、さらに新世紀への資金貸付は、連結監査で発見できなかったのか。平成5年3月期の不良債権処理についての粉飾(小切手振

出等)に如何なる対応をしたのか。

2) 岡崎の土地の仮想売却益の計上(平成4年3月決算~平成5年9月決算-粉飾額10.5億)(乙4)(甲44~67)

愛知県進出を企画するYJは岡崎市に店舗建設のために土地(一部が保有林)を取得した。そして、平成4年3月期には、YJが保有する投資有価証券と持合株の時価が下落し、18億円の有価証券評価損が表面化するという事態が発生した。

図9はこれに対処するための粉飾を図解したものである。

スキームは3つから成り立つ。YJの社長と財務部長、YF(資金調達の裏仕事を担当)、YK(土地売買を担当)の幹部が共謀して実行された。

第1のスキームは、保有林の指定解除ができなかった岡崎市のGMS建設予定地を2年後、買戻すという特約付で平成4年3月決算直前に大和ハウスに売却し、固定資産売却益を計上した。

第2のスキームは、買戻特約付契約の他に付けられていた名古屋駅前の土地の購入契約(契約外)をYJが履行しなかったために、岡崎の土地の売買契約を解除されたことに伴うものであった。前期損益修正損が発生する。対応について、監査法人との間で協議がなされた(甲55)。

2か月後、YJは総務部でペーパー会社(土地開発)を設立した。その後、TAC名義でYJの裏保証を付けた資金を全共連から簿外借入し(全共連とは、初めての取引である)、資本関係のない休眠会社(帳簿・印鑑類はYFが管理)を介在させ、ペーパー会社に資金を流し込み、宅地部分についてのみ第三者売買としての契約を成立させた。この結果、中間決算で10.5億円の売却益を計上し、前期損益修正損と相殺し差額(5.6億円)を計上した。裏保証にしたのは、

監査法人による監査を意識したためであった。

第3のスキームは、平成5年9月中間期に行った資金借入の事実を貸借対照表に計上しなかったことに関連するものである。全共連と期限前の返済交渉をし、住銀リースからの借入（YJの保証予約）によって実行され、借り換えにより借主の名義は、TACからペーパー会社に変更された。名義変更は、粉飾決算に対する監査法人による追及を回避するためである。

大和ハウス（甲63）、全共連（甲64）は、本スキームがYJの決算対策であることを知っていた。YJは、買戻特約の存在を差入証に記載して契約書から抜き、子会社の銀行借入に対する

保証予約について、取締役会議事録を捏造している。

3) ヤマナカ株買占めによる損失隠蔽のための簿外借入（平成6年3月決算－粉飾額19.7億）（乙9）（甲118～137）

子会社名義で簿外借入れをし、株買占めによって生じた19.7億円の損失の穴埋め処理したのがこのスキームである（図10）。

YJは、ヤマナカ（愛知県の中堅スーパー）との業務提携を試みるために、スイスでヤマナカの外貨建ての転換社債を子会社を使い、YJと資本関係のない会社を介在させて、海外送金し

図9 岡崎の土地の仮想売買

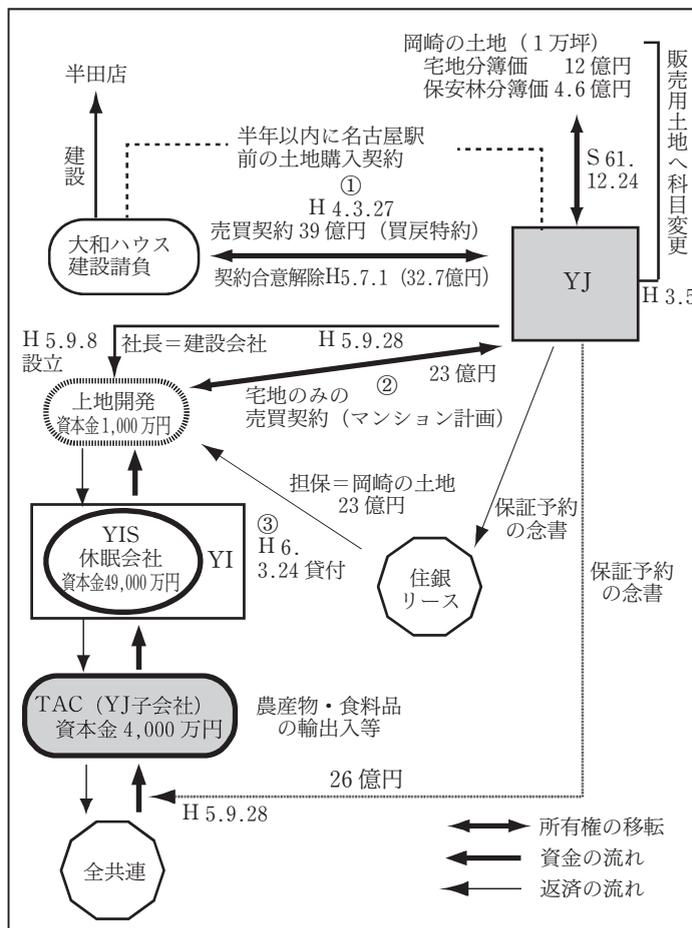
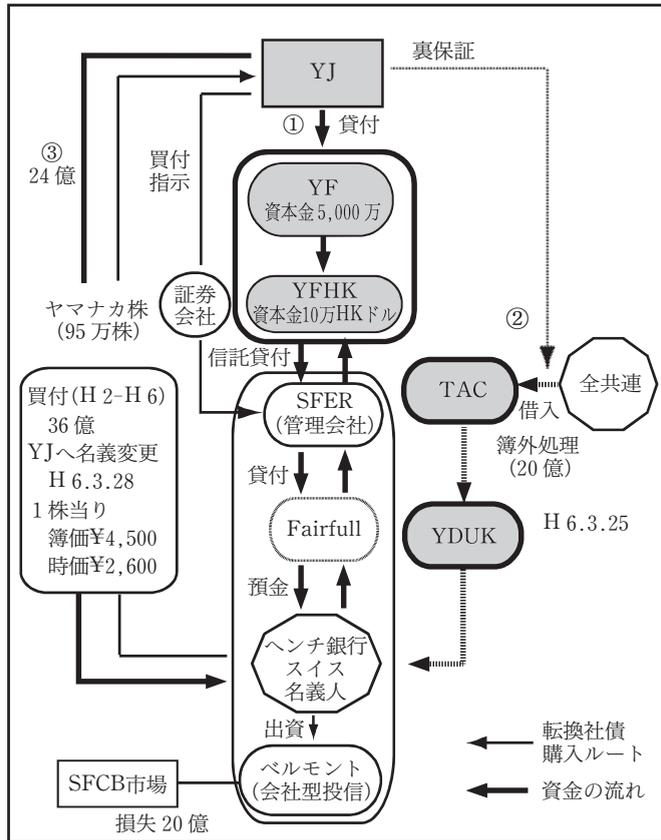


図10 ヤマナカ株買占めによる損失と簿外借入処理



買占めた。

この買占めの隠蔽は、YFHKの監査人(クーパーズ)がSFERへの貸付の経緯等の明細を求めたことから始まる。YFHKが無担保で43億円の貸付をすることは不自然だったからである。クーパーズはYFHKに「信頼できる資料を提出しないと来期の監査報告書にサインしない」(甲120)と迫り、この情報が海外からYJに知らされた。YFHKはYFの子会社であり、YJの連結監査にも影響を与える出来事となった。ヤマナカ株の時価は急落しており、明細を提出すれば多額の貸倒損失を計上しなければならなかった。損失計上は、連結財務諸表での巨額な損失の計上を意味する。YJが買占めの裏にいることも発覚した。

上の背景のもとに実行されたのが本スキームであった。YJは、図9の第3のスキームで説明した期限前の返済を全共連に承諾させる代わりに全共連が要求した新規貸付資金を利用し20億円の損失を簿外で処理した(図10の右側の資金の流れ参照)。YJの財務諸表には保証予約、TACの帳簿にも借入金とは記帳しなかった。このTACはYJの優良子会社であり、借入をする理由はなかった。同時に、YJは簿価を切り下げたヤマナカ株の全部を買取り、YFHKの貸付債権が清算された。

このスキームでは、全共連、TACそしてYDUKへの資金の流れが簿外処理されているところに特徴がある。証券会社も全共連も簿外処理が実行されることを知っていた。

4) 経営指導料名目の架空利益の計上（平成5年9月～平成8年3月決算－粉飾額19.5億）（乙6～7）（甲1～43）

YKの社長（後に会長）に就任したYJの社長がYKの副社長と共謀して実行したのが、このスキームであった。副社長（実行犯）がスキームを作り、YK内部ではこの粉飾は公然の秘密であったという（甲9）。架空計上金額（図11）と計上の方法（図12～図14）は、各期によって異なる。

図11 経営指導料の架空計上

	単位万円
平成5年9月期	25,000
平成6年3月期	38,200
平成6年9月期	0
平成7年3月期	43,000
平成7年9月期	25,000
平成8年3月期	27,800
平成8年9月期	42,400

経営指導料とは、国内・国外の新店舗の経営のノウハウを指導する対価として受け取る報酬のことである。

YKからのYJへの経営指導料の付け替え作業は分社化の時点から、行なわれていたという（甲1）。本スキームはこれとは別の粉飾であった。YKでは、各店舗への水増し工事請負代金の割当て、海外業者との連絡、各種書類（契約書等）の捏造（YKはYJの出金伝票すら持っていた—甲12）が実行された。

図13 経営指導料の架空計上（平成6年3月期）

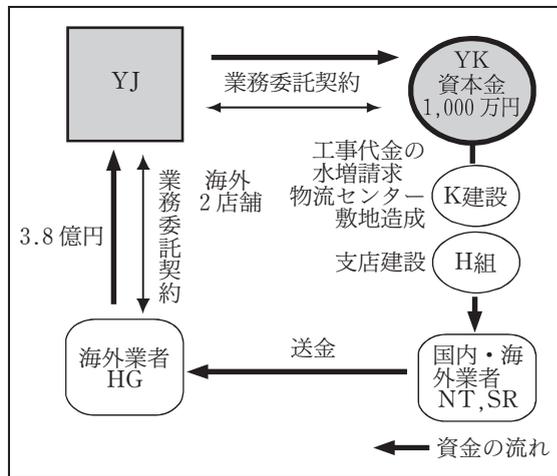


図12 経営指導料の架空計上（平成5年9月期）

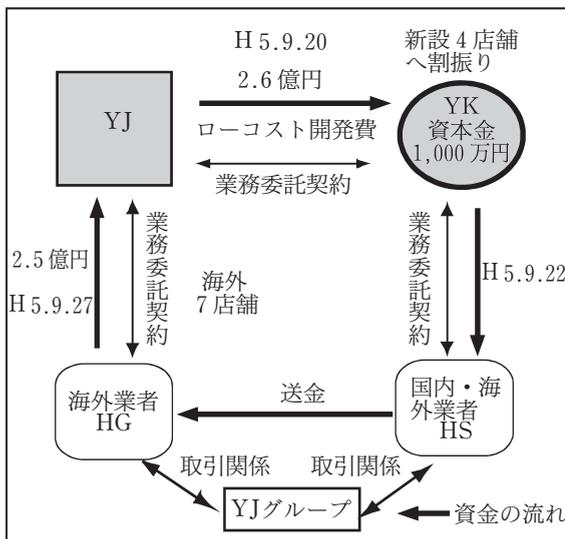
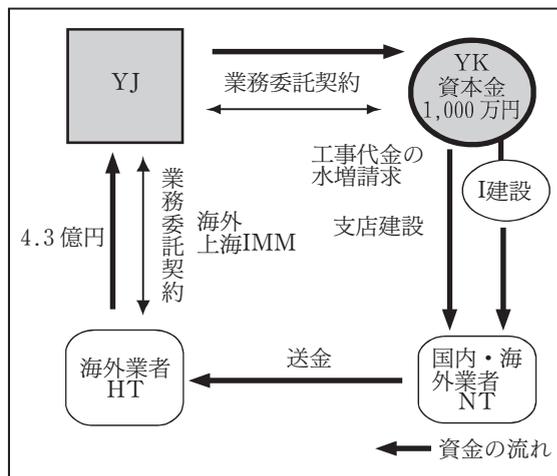


図14 経営指導料の架空計上（平成7年3月期）



YJがYKと工事請負業者へ支払った業務委託料は、次のように仕訳がなされた。

(借) 建設仮勘定 (貸) 現金預金

他方、海外業者から受け取った架空の経営指導料は次のような仕訳がなされた。

(借) 現金預金 (貸) 経営指導料

本スキームは、この複式簿記の特性を逆手にとって実行された。最初の仕訳の貸方と次の仕訳の借方の各々の現金を相殺し、資金を確保すれば粉飾によって利益の計上が可能になる。

粉飾のきっかけは、YJの資金調達で、平成4年のワラント債(124億、利率2.75%)、平成5年の転換社債(100億、利率1.875%)の発行、平成5年のメインバンク東海銀行等との関係悪化により金利の高い生保等からの融資に依存せざるを得なくなったことであつた。金利負担の増加により、営業外費用が増加し、安定配当の支払いのために必要な50億円の利益の確保が困難となつた。YJは本業からの利益と本業外からの利益目標値を変更したが、バブル崩壊により本業外からの利益の確保は困難となつた。

経営指導料の架空計上は、この本業外からの利益つまり販売用不動産の売却益の不足分を補うものであり、粉飾金額は各期によって異なる(図11参照)。たとえば、平成6年9月期には粉飾がなされていないが固定資産売却益の計上ができただけであつた。

水増し請求に対して支出された資金は、発注・受注という力関係を利用して元請業者、下請業者そして海外に送金され、海外業者から受け取る経営指導料という方法でYJに還流した。勿論、流出資金は全額YJに還流したわけではない。海外からの資金をYJに還流させるのは、税務調査による不正の発覚を防ぐためであつた。最初は慎重に実行された書類のねつ造も、最後には出金について社長の決済印がなかったり、海外への送金額も小分けして行われなくなった(甲17)。粉飾は、最初は緻密に行なわれる

が、徐々に大胆になる。

この粉飾の特徴は、他のスキームと異なって、金融機関の役割をYJが果たしていたところにある。

5) 熱海店の仮想売却益の計上(平成6年3月決算—粉飾額24億)(乙2)(甲68~76)

YJでは、YJ関連(子)会社7社の財政状態が悪化し不良債権が表面化する事態になった。監査法人は平成5年7月から、リストラをYJに助言した。

本スキームは、監査法人から指摘を受けた台湾Yと非連結子会社の不良債権を債権放棄により償却するために、創業1号店の熱海店をYIS(YIの子会社)に仮装売却することによって穴埋めしようとするものであつた(図15)。

第1のスキームはYJの念書を入れて野村ファイナンスより資金を調達し、YIの日本での営業拠点YIS(休眠会社)に熱海店を仮装売却した。

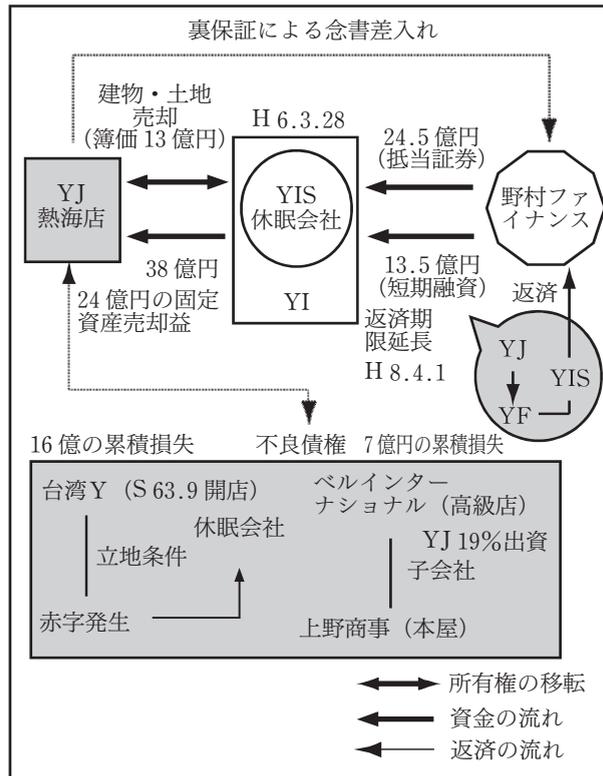
第2のスキームはYISにYF経由で資金を入れ、YISの借入金を返済させたことであつた。YFはYJの子会社であつたため、監査法人にこの粉飾が発見される危険性があつた。YFの帳簿上、いかなる会計処理がなされたのか。

粉飾を可能にしたのは、金融機関がYJの粉飾の企てを知っていたこと(甲72)、YFがYISの印鑑・帳簿を管理していたためであつた。

6) 私募投信売買による架空売却益の計上(平成7年9月決算~平成8年3月決算—粉飾額24億)(乙5)(甲138~151)

このスキームは、米国から平成7年5月に帰国した取締役財務部長が証券会社の協力を得て考えだし、社長が実行のサインを出したものである。スキームの骨子は、証券取引法の違反となる株価操作ではなく、有価証券の含み損を5年間をかけて償却するものであつた。財務部長

図 15 YJ熱海店の仮想売却と不良債権処理



は、帰国後、YJ が過去に実行した株価操作を知った。社長が実行の主役となった他のボトムダウンのスキームとは異なる。

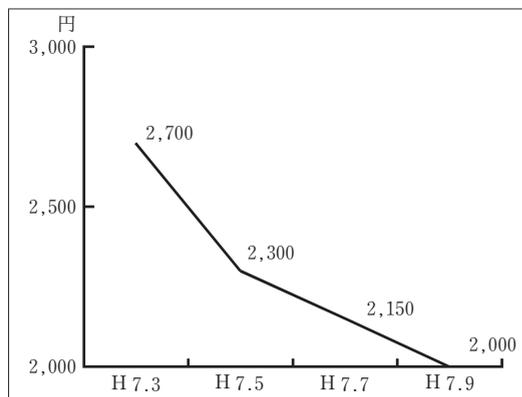
まず、スキームの実行の背景を明らかにするが、供述調書では、スキームの企画段階から YJ と監査法人の監査責任者との間で、微妙な交渉が記述されている（甲 138, 149）。

YJ がヤマナカとの業務提携をするために株を買い占め、資金ショートにより中止したことについては説明した（3の粉飾）。YJ は平成 7 年 3 月決算で一時所有の有価証券（簿価 113 億円、内訳ヤマナカ株 39 億円、イズミ株 28 億円、カスミ株 8 億円等）を保有していた。決算日以降、ヤマナカ株の株価が下落し（図 16）、従来の方法での株価操作では株価の維持が資金繰りの関係から実行不能となり、有価証券評価損を計上しなければならない事態になった。

YJ はメインバンクからも買い占めた株をヤマナカに売却するように圧力をかけられていた。さらに、持合（政策）株のイズミ株とカスミ株も下落し、2 億円の含み損が発生した。

このほかに、平成 6 年 8 月に転換社債の発行

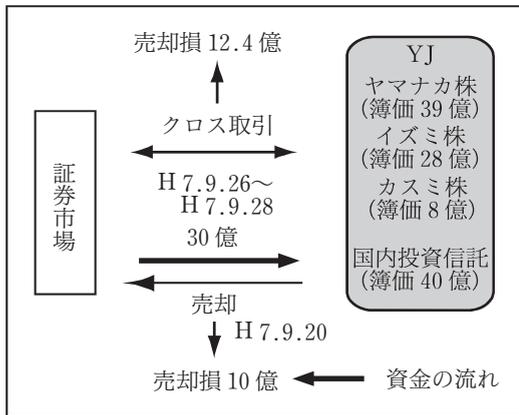
図 16 ヤマナカ株の株価



時点で購入した国内投資信託（原価法一簿価 40 億）にも含み損が発生し、強制評価減の対象になることも予想された。

本スキームは数度にわたって改良されているが、第1のスキームは、①国内投資信託を流動化させるため証券市場で売却し、粉飾のための資金を確保し、②ヤマナカ株と持合株を損出しクロス取引し、簿価を引下げ、売却損を確定させる。これが図17である。

図17 私募投信設定の資金確保
(平成7年9月)

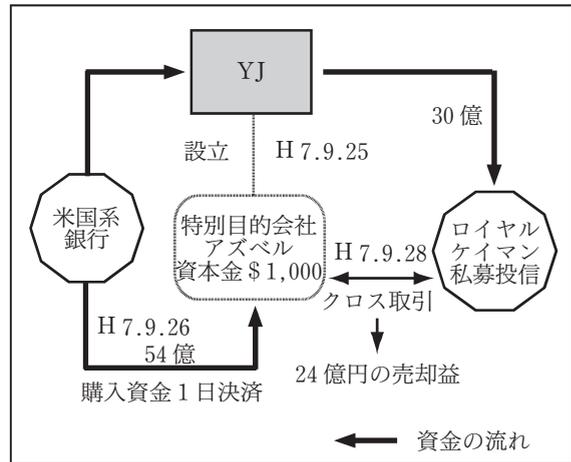


クロス取引の理由は、主力銀行との約束とイズミ株とカスミ株が持合株であったという理由による。

国内投資信託の売却によって得た資金30億円は、過去に取引があった西インド諸島のケイマン島の銀行に送金され、YJが私募投信を購入し、特別目的会社(出資者はYJのみ)アズベルに市場を通さない取引で私募投信(日本では認められていない)を売却し、直ちに購入するというクロス取引によって2日間で経済的効果の伴わない24億円の有価証券売却益が捻出された。アズベルが私募投信を購入するに使用した資金は1日決済取引口座(イントライデントアカウント)資金が使用された。アズベルはYJが設立した会社であり、実質はYJが私募投信の買主でありかつ売主であった。24億円の有価

証券売却益と国内市場で売却して確定した売却損が相殺され、ヤマナカ株と持合株の簿価が切り下げられた。すべて、電算化した帳簿に記入された(甲142)。この第2のスキームは、スキーム関係者から問題のある取引と認識されていた(甲145, 147)。監査責任者がこの取引の存在を知ったのは、平成7年9月中間決算であった。

図18 私募投信による架空売却益の計上
(平成7年9月)



私募投信の中身は含み損24億と現金30億となったが、現金30億の回収が試みられた。これが第3のスキームである。図解すると図19のようになる。

上のスキームによって、私募投信54億円の中身は新世紀への不良債権30億と含み損20億となった。監査法人の予備審議と本審議でもこの取引は問題になったようである(甲142)。

私募投信を飛ばすスキームが第4であった(図20)。YJはスキーム2(図18)で使った米国系銀行からの1日決済取引口座を使用してYF経由でYISへと資金を移し、証券会社を介させて取引報告書を入手し、私募投信をYIS(簿外処理)に移した。わずか1日で、資産としての私募投信が平成8年3月期のYJの財務諸表から消えた。YFからYISへの貸付は簿外

図 19 私募投信の中身の組替え
（平成 7 年 11 月）

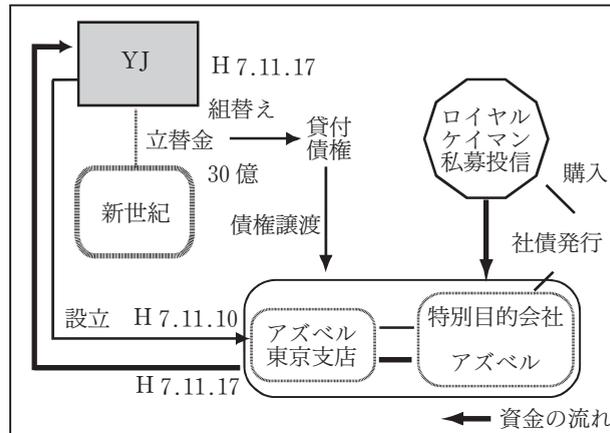
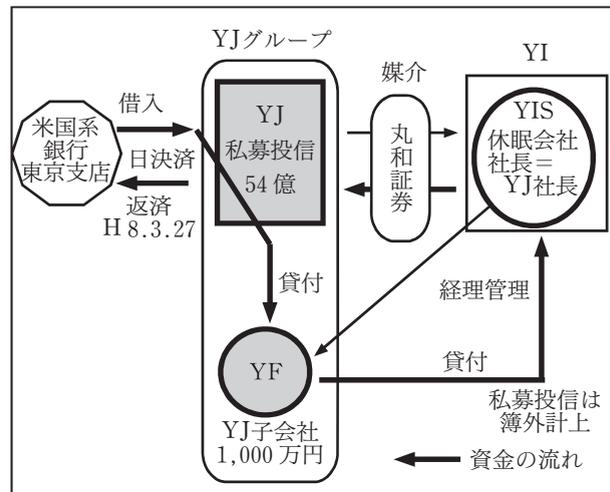


図 20 私募投信の飛ばしと簿外処理
（平成 8 年 3 月）



処理であるが、YJ から YF への貸付は記帳されていなかった。供述調書には、連結監査の記述はない（甲 143）。金額は 54 億円である。

本スキームでは、最初から、監査責任者はこのスキームの会計処理には反対したが、YJ 関係者の証言では「形が整っているかが問題になる」、「本決算の時点では問題になる」という監査責任者の発言についての供述がある。

他方、監査責任者は取引価格の妥当性を調べるため「私募投信の運用報告書を提出せよ」と

要求している。会計処理の妥当性についての会社側と監査法人側の折衝過程は、生々しい記述である（甲 140）。両者の供述内容（会計報告書の存在、粉飾への関与度）が全く異なった箇所もある。

5. 監査法人による監査

YJ の法定監査は大手監査法人が担当した。粉飾決算を解析する以上、証券取引法監査の問

題はとりあげざるをえない(甲148と甲149(内容—私募投信), 甲152(内容—5つの粉飾決算), 甲156(内容—平成8年3月決算の監査))。

また, YJ 事件の監査については, 日本公認会計士協会より何ら公式の見解は出されていない。最近, 公認会計士監査に対する期待ギャップの問題が取りあげられているが, YJ 社の監査に監査上の失敗はなかったのであろうか。守秘義務の壁はあるが, 監査責任者から提出された書類は2件(監査責任者のパスポートと監査委員会報告書第27号の写し)であり, 解析に必要な情報は十分ではない。民事裁判において明らかにすべき課題であるが, YJ の法定監査では, 監査基準に準拠した監査が行なわれていたのであろうか。素朴な疑問である。

まず, YJ の平成8年3月の年次監査は次のような決算スケジュールに基づいて実施された。

2～3か月前—監査スケジュールの提出
 3月29日—現金監査
 4月15日—棚卸伝票監査
 4月19日—財務諸表作成
 4月24日～5月3日—個別財務諸表の監査
 5月15日—個別財務諸表の監査終了
 5月27日～6月19日—連結財務諸表の監査
 さらに, YJ の中間監査は次のような決算スケジュールに基づいて実施された。
 10月16日—中間財務諸表作成
 10月28日—中間監査開始
 11月8日—中間監査終了
 11月22日—中間決算公表

期中監査は7～9月, 1～3月に実施された。監査責任者は次のようになっていた。

図21 YJの法定監査の監査責任者

期間		
H2.5-H3.5	O	SA
H3.5-H4.3	O	SA
H4.4-H5.3	O	SA
H5.4-H6.3	O	SA
H6.4-H7.3	SA	SI
H7.4-H8.3	SA	SI
H8.4-H9.3	SA	SI

そして, 監査法人の審査体制は, 平成8年当時, ①予備審議, ②本審議, ③本部審議という体制をとっていた。

① (株)ネクステージ名義の負債・損失の隠蔽

営業権の評価と「新世紀」への譲渡が問題になる。不良債権となった立替金等の回収は, 営業権の譲渡によって可能となった。営業権の評価には, 第三者による客観的な評価が必要であろう。供述調書を100%信頼することはできないが, YJ社は第三者による客観的な評価を入手していない(乙8)。さらに, YJからは不思議なことに19.1%の株式を保有している会社から財務諸表を提供されなかったという。供述調書は「新世紀の社長が反対している」と。平成4年9月中間期から, 監査責任者は不良債権の償却を助言しており, 非連結子会社の実態はかなりの部分把握していたのではなかろうか。社長交代後(平成9年1月), 財務諸表が提出され, 超過収益力のない営業権は全額, 償却された。

② 岡崎の土地の架空売却益の計上

監査責任者は, 取引の第三者性についても疑っていた。土地の移転登記が仮登記になっていたからである(甲56)。土地売買は, 1年3か月後に解除された。その時点で, 監査責任者は, ①保安林の解除がなされないのに契約が締結されたこと, ②返済額に金利部分が上乗せしていたことを疑った。さらに, ペーパー会社との架空取引についても, 粉飾の疑

いを持っていたようである。静岡県にある地方建設会社（資本金 2.5 億円）の子会社が、支店も開設していない愛知県で宅地開発の事業展開を企画したからである。通帳と契約書によって、取引の実在性を確かめた点に問題があった。ペーパー会社の登記簿謄本（甲 59）を取り寄せれば、社長以外の役員が YJ グループの役員であることはわかったはずである。購入先は調査するが、売却先の実態を調査しない現行監査の盲点が現れている。

③ ヤマナカ株の取引によって生じた損失の隠蔽

裏保証が行われており、監査責任者はこの事実気づかなかった。

④ 経営指導料の粉飾

経営指導料については、YJ の担当者の説明に不自然な箇所がなかったため、書類の整合性を調査し派遣された社員の特定、交通費の支出、経営指導の報告書の有無については、監査の効率性の視点から調査しなかったと監査責任者は供述している（甲 152）。

⑤ 熱海店の仮装売買の計上

監査責任者が YIS への熱海店の売却について調査したことは、事実である。監査責任者は裏保証が行われていたこと、YIS が休眠会社があったことを知らず、この取引を YJ と YI との間の関連会社取引と判断した（YJ の有価証券報告書平成 6 年 3 月期 81 頁参照）。この判断の間違ひは、倒産後明らかになった。YIS の社長が YJ の社長であった。そして、調書での監査責任者の説明は不自然である。粉飾の危険性の高い関係会社取引に対する YJ の監査の実態はどのようなものであったのであろうか。

⑥ 私募投資売買による架空売却益の計上

私募投信のスキームについて、監査責任者はその実行に一貫して消極的に反対した。平成 7 年 9 月中間決算で 24 億円の有価証券売

却益が計上されていることの報告を受けた責任者は、YJ が本決算で私募投信の運用報告書を提出することを条件として中間監査で有用性意見を表明した。私募投信の証券は平成 8 年 3 月本決算直前に売却され、監査責任者は取引報告書が存在したため、同取引を第三者取引と判断した。平成 9 年 3 月本決算で子会社 YF の監査を徹底して行った時に YIS へのとばしが発覚した。

⑦ 平成 8 年 3 月決算での約 100 億円の損失先送り

平成 5 年 6 月ごろから YJ の資金繰りは悪化した。平成 7 年 3 月決算には、監査法人は①子会社に対する貸付金等に対する引当金の計上、②保有子会社等の株式評価損の計上を指導した。そして、その大多数の処理について、1 年間猶予した。平成 8 年 3 月決算で、約束が履行されていないとして、監査法人は 134 億円の損失計上を迫った。「会計監査人を解任してもらって構いません」と（甲 160）。YJ は監査法人の重点監査対象会社になったわけである。わずか 10 日間にして、11 件の処理案件は 2 件（39 億円）になったという（甲 154）。他の 9 つの案件は 1 年間の先送りとなった。監査責任者の供述調書には、この 10 日間の監査法人内部での対応についての細部に渡る記述は欠けている。しかし、法人内部の審議にかけたようである。また、YJ の社長は監査法人の幹部に直訴したという（甲 160）。なぜ先送りしたかの記述はない。「藪の中」である。取り調べが監査法人内部の審査体制に及べば、YJ 事件の監査に関する中身はより明確化したはずである。

6. 本事件から学ぶべき教訓

なぜ、粉飾が発覚しなかったのであろうか。2 つに分けて検討しよう。

1) 被監査会社の体制

YJとその粉飾に加担した主な会社の関係は次の通りである(図22)。

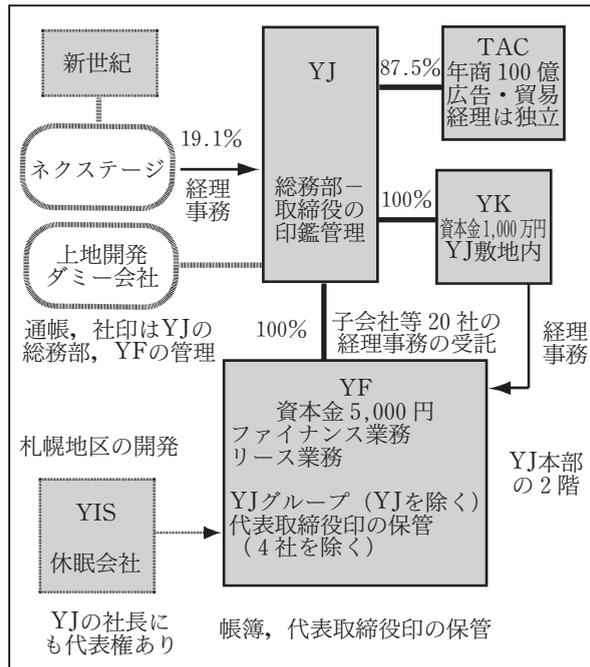
① 内部統制の不備—YJは同族会社であったため、社長の意向に背くことは、左遷・更迭を意味していた。そして、YJの社長がYJグループの役員を決定していた(甲45等)。社風自体が粉飾の実行を可能にする体質になっていた。重要な不動産の処分や資金借入の保証に対しては取締役会の決議が必要になる。同議事録のねつ造が行われたのは、YJの総務部がYJの取締役等の印鑑を保管していたからである。YJの取締役会議事録には、①署名・押印、②記名・捺印の2つの方法があった。後者の議事録がねつ造された。YJは平成6年11月より決算取締役会議事録についてのみ署名・押印方式に変更している(国税庁の定期検査で指導)(甲169)。法的には記名・捺印で適法にもなるが、原則の方法だけを認

めるという何らかの商法改正が必要のように思われる。

YJの大多数の子会社の帳簿類を管理するのが、昭和62年の分社化政策によって設立された100%子会社のYFであった。YFは資金借入に際して裏の役割を担った。書類の改ざんが容易に可能になった背景には、YFがYJの本社2階、YKが本社敷地内にあったという立地条件も影響していると思われる。

② 合法的な脱法行為—YJは粉飾の発覚を回避するため、一貫して色々な手段を使用している。たとえば、税務調査対策では、会社の資本金を9,000万円にして税務署扱いにし、連結対策では持株比率を20%以下して監査法人による監査を避け(半田店の粉飾)、商法特例法対策としてはYJのファイナンス業務を担当するYFの借入金を200億円以下にする工夫をしている(私募投信の粉飾—甲143)。一言で言えば、YJの粉飾は子会社やべ

図22 YJと粉飾加担会社の印鑑類の保管関係



ーパー会社を利用した粉飾であるところにある。

2) 監査の体制

YJは一貫して外部監査による粉飾の発覚を防ぐという態度をとっている。監査法人の主査や監査補助者が会計帳簿への不自然な記入を発見したと言う供述を検事調書から抽出することはできない。ただ、次のような事実を指摘することができる。

- ① 連結財務諸表監査—YJの粉飾は資金の動きを伴うものであった。子会社のYFが表ではファイナンス業務、裏ではYJ事件の粉飾決算の実行という役割を担当した。YFもYKもYJの連結子会社であるが、連結監査についての供述は不足している（押収書類も不足している）。YFはYJグループの経理業務を代行していた。YJの本社内部にあったYFでの連結監査の実態はどのようなものであったであろうか。YJ事件ではYFを経由してYISへの資金の簿外貸付が3度行なわれている。民事裁判ではこの点も明らかにされなければならない。
- ② 意見差し控えと不適正意見—監査法人は不良債権の評価の立場から非連結子会社（ネットワークステージ）の帳簿類をYJが閲覧するように要求した。平成4年中間決算後、たびたび、

期中監査では要求されたという（甲86）。意見を求められた営業権の評価についても反対したもののYJの対応を放置したという。また、私募投信について、監査責任者は粉飾の疑いをもっていった。さらに、平成7年3月決算から不良債権処理による損失の先送りの対応がなされている。意見差し控えあるいは証拠が整えば、不適正意見を表明する機会があったはずである。

- ③ 監査報告書の審査体制—審査体制が有効に機能しなかった点については、すでに言及した。

監査法人に対する民事裁判は現在審理中である。民事裁判は一般的に長期に至ることが予想されるが、裁判所が積明権を行使し、監査法人が保管している監査調書、特にYFやYKについての連結監査の調書を提出させれば、監査上の失敗の有無は明らかになるであろう。さらに、判決が出た時点で、再度、YJ事件を解析することが研究者としての責任と考える。

- （注）本文中の乙は被告の供述調書の番号、甲は参考人の供述調書の番号を意味する。本稿は、名城大学学内学術研究助成の成果によるものである。